

学長代行者に関する規程

令和3年4月1日 規程第199号

(趣旨)

第1条 この規程は、静岡県公立大学法人が設置する大学の学長（以下「学長」という。）の職務代行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指名)

第2条 学長に事故あるとき、又は学長が欠けたときは、理事長があらかじめ指定した順序により職務を代理する理事が学長の職務を代行する者（以下「学長代行者」という。）を指名する。

(学長代行者の職務)

第3条 学長代行者は、学長が復帰するまで又は学長が就任するまで、学長の権限に属するすべての職務を代行する。

(委任)

第4条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。